

事 務 連 絡

平成20年10月17日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監督課中央労働基準監察監督官（監督・監察担当）

安全衛生部計画課長補佐（企画担当）

労災補償部労災管理課長補佐（企画担当）

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の
実施状況の報告について

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等については、平成20年3月5日付け基発第0305001号「「労災かくし」の排除に係る対策の一層の推進について」（最終改正平成20年10月1日付け基発第1001003号。以下「局長通達」という。）により実施しているところである。

本対策の実施後約半年経過したところであるが、局長通達記の1の別添1の5において別途指示することとされていた実施状況の報告について、下記のとおり報告されたい。

記

1 報告事項

以下の事項を報告すること。

- ①負傷原因照会回答書（以下「回答書」という。）の受領件数
- ②局長通達記1の別添1の3（1）に基づき選定した勧奨対象者数
- ③勧奨対象者のうち、局長通達記1の別添1の3（2）イに基づき、相談又は質問書への回答があったものの合計数
- ④勧奨対象者のうち、局長通達記1の別添1の3（2）エに基づき、再勧奨

の対象となったものの数

⑤勸奨対象者のうち、局長通達記1の別添1の3(2)イに基づく相談若しくは質問書への回答又は同エに基づく再勸奨において、労災保険給付の請求の意思があると確認できたものの合計数

⑥⑤のうち、労災保険給付を請求した者の数

⑦⑥のうち、支給決定を受けた者の数

⑧局長通達記1の別添1の4(2)に基づき、監督指導等を実施した件数

⑨⑧のうち、送検した件数

なお、数値は月ごとに記載することとし、当該月に全国健康保険協会各都道府県支部（平成20年9月までは各地方社会保険事務局）から受領した回答書に係るものを計上すること。

2 本省への報告

毎年度、4月から9月まで（平成20年度については、平成20年3月から9月まで）に受領した回答書に係る報告を10月31日までに、10月から3月までに受領した回答書に係る報告を翌年度4月30日までに、別添様式により、本省労働基準局労災補償部労災管理課に提出すること。

また、各報告時に、過去の報告における数字に変更がある場合は、当該報告の数値を修正したものを併せて提出すること。

(連絡先)

厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課

企画調整係 下野、恩田、喜瀬

TEL 3502-6292

5253-1111 (内線 5437)

(別添様式)

健康保険不支給決定者に対する労災保険給付の請求に係る勧奨等の実施状況

平成〇〇年 〇〇労働局

報告事項	負傷原因回答書の受領月							計
	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	〇月	
① 負傷原因照会回答書の受領件数								
② 勧奨対象者数								
③ 勧奨対象者のうち、相談又は質問書への回答があったものの数								
④ ③のうち、再勧奨した者の数								
⑤ 勧奨対象者のうち、相談若しくは質問書への回答又は再勧奨において、労災保険給付の請求の意思があったものの数								
⑥ ⑤のうち、労災保険給付を請求した者の数								
⑦ ⑥のうち、支給決定を受けた者の数								
⑧ 監督指導等の実施件数								
⑨ ⑧のうち、送検した件数								

※1 各月に記載する数値は、当該月に受領した回答書に係るものを計上すること。

※2 ②は局長通達記1の別添1の3(1)に基づき選定した勧奨対象者数を記載すること。

※3 ③は勧奨対象者のうち、局長通達記1の別添1の3(2)イに基づき、相談又は質問書への回答があったものの合計数を記載すること。

※4 ④は勧奨対象者のうち、局長通達記1の別添1の3(2)エに基づき、再勧奨の対象となったものの数を記載すること。

※5 ⑤は勧奨対象者のうち、局長通達記1の別添1の3(2)イに基づく相談若しくは質問書への回答又は同エに基づく再勧奨において、労災保険給付の請求の意思があると確認できたものの合計数を記載すること。

※6 ⑧は局長通達記1の別添1の4(2)に基づき、監督指導等を実施した件数を記載すること。